

会長声明・意見書など
意見書等

意見書等 Subject:2003-01-31

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案の修正案に対する意見書

2003年1月31日
日本弁護士連合会

本意見書について

第1 意見の主旨

平成15年度通常国会で再提案が予定されている、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案についての与党3党修正案は、法案の持つ問題点をなんら解消するものではなく、日弁連の求める法案の抜本的修正には程遠いものであって、日弁連としては、この与党修正案にも反対である。

そこで日弁連は、第三者機関の設置、データマッチング規制及びセンシティブ情報の収集制限規定の導入など、その抜本的修正案を提案するとともに、別紙(PDF形式)のとおり第三者機関の試案を公表する。

第2 意見の理由

1. 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案についての与党3党修正案(以下「与党修正案」という)は、行政機関の職員に対して次の処罰規定を設けるというものである。

1. 自己の利益を図る目的で職権を濫用した個人の秘密の収集
2. 個人情報の盗用又は不正目的での提供
3. コンピュータ処理されている個人データの漏えい

2. 与党修正案では、日弁連の「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案に関する意見書」(2002年4月20日)で指摘した問題点が未解決のまま残っている。詳細は当該意見書に譲るが、ここでは与党修正案に織り込むべき特に重要な事項についてのみ指摘する。

(1) 第三者機関の設置

(i) 設置の必要性

現行の行政機関個人情報保護法(以下「現行法」という)及び与党修正案では、各省庁の個人情報の取り扱いを監督する独立した機関は置かれていない。現行法の運用は各省庁の判断に任せられ、チェック体制がなかったために、個人情報の取り扱いについて緊張感を持って取り組む環境が欠如しており、加えて現行法の制度上の不備もあって、防衛庁情報公開請求者リスト問題が生じたことは疑いがない。

我が国の行政機関は、各省庁毎に権限が分断されており、各省庁内部における個人情報の管理に関しては、各省庁毎に管理するしか方法がなかったともいえるが、各行政機関内における個人情報の統一的な管理体制の構築を図るためには、スウェーデンのデータ検査院など、公正な第三者機関を設置し、かかる第三者機関に行政機関の保有する個人情報保護の管理監督を委ねるのが1995年EUデータ保護指令の要求である。

特に我が国は平成14年8月5日、国民に統一番号(住民票コード)を付与して全国民データベースである住基ネットを稼働させた。かかる住基ネットの基本6情報が行政

機関側に提供されることにより、今後、電子政府化される行政機関側においては住民票コードで検索可能な個人情報データベースが構築されることは疑いがない。

したがって、我が国においても、すでに国民総背番号制を採用しているスウェーデンと同様な第三者機関を設置して、行政機関内における個人情報の保護に配慮すべきであり、今回の与党修正案には、かかる電子政府に対応した仕組みを構築しようとする意図が欠如している。

日弁連は、個人情報保護法大綱(1998年3月19日)において、独立した機関である個人情報保護委員会の設置をすでに提言しているが、今日の状況を踏まえて、更に検討を加え、別紙のような第三者機関の試案を作成した。この機関は、個人情報の収集・利用・提供等について関与するほか、独自の調査権限を有する。また、後述する通り、データマッチングの制限についてもこうした第三者機関がチェック機能を発揮する必要がある。

なお、民間事業者についても、個人情報保護法修正案のように各主務大臣が個別に監督するのではなく、必要な範囲でかかる第三者機関が公正に民間事業者を指導監督することが必要不可欠である。

(ii) 第三者機関の位置づけ

我が国の行政組織の中で、すでに第三者機関として機能している組織がいくつかある。

もっとも権限の強い機関としては私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく公正取引委員会があり、比較的権限の弱い機関としては、電気通信事業法に基づく電気通信事業紛争処理委員会がある。

よって、我が国においても個人情報保護のための第三者機関として、独立行政委員会(以下「個人情報保護委員会」という)を設置することは可能であるばかりか、今後の電子政府の到来に鑑みれば、その設置は必須であると言わざるを得ない。

日弁連としては、内閣府に個人情報保護委員会を設置することを提案したい。なお、行政機関の一部局でありながら、独立して職務を行う「職能的な独立」が最低限必要である。

委員会の性格上、「委員は個人情報保護に関して優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する」とした。

(iii) 第三者機関の権限

個人情報保護委員会にいかなる権限を持たせるべきかは議論のあるところであるが、単なる行政機関の諮問機関では不十分であり、1995年のEUデータ保護指令の水準を満たしていない。

個人情報保護委員会は、行政機関を監視する職務を果たすため、少なくとも、以下の権限を付与されるべきである。

1. 立ち入り調査権限

1. 「個人情報保護委員会」は、関連行政機関その他個人情報の処理が行われている場所に対し、立ち入り調査を行うことができること。
2. 立ち入り調査先には、地方自治情報センターも含むこと。
3. 地方自治情報センターから、地方自治情報センターが行政機関へ提供した住基ネットデータの具体的な提供内容の報告を受けられること。
4. 地方自治情報センターから、住基ネットデータに対するアクセスログの提供を受けられること。

2. 利用停止命令

1. 「個人情報保護委員会」は、個人情報に違法な方法で処理されている場合あるいはそのおそれがある場合、個人データの利用停止命令等適当な措置を発動する

事ができること。

3. データマッチング規制(データマッチング規制の必要性に関しては、後述する)

1. データマッチング申請書を受理した場合、かかる申請書面を、申請と同時に官報および「個人情報保護委員会」のインターネット・ホームページに掲載すること。
2. データマッチングの同意を求める申請書面を検討して、法の定めるマッチング要件を充足しているか審査し、充足していると判断した場合は、申請に同意するとともに、「個人情報保護委員会」のインターネット・ホームページに掲載すること。
3. 「個人情報保護委員会」は、関連行政機関に対し、データマッチング実施方法の変更又はデータマッチングの中止を勧告する権限を持つこと。

4. センシティブ情報収集制限(センシティブ情報収集制限の必要性に関しては、後述する)

1. センシティブ情報収集の同意を求める申請書を受理した場合、かかる申請書面を、申請と同時に官報および「個人情報保護委員会」のインターネット・ホームページに掲載すること。
2. センシティブ情報収集申請書面を検討して、法の定める収集要件を充足しているか審査し、充足していると判断した場合は、申請に同意するとともに、「個人情報保護委員会」のインターネット・ホームページに掲載すること。
3. 「個人情報保護委員会」は、関連行政機関に対し、センシティブ情報収集の実施方法の変更又はセンシティブ情報収集の中止を勧告する権限を持つこと。

5. 目的外利用の制限(目的外利用の制限の必要性に関しては、後述する)

1. 目的外利用の同意を求める申請書を受理した場合、かかる申請書面を、申請と同時に官報および「個人情報保護委員会」のインターネット・ホームページに掲載すること。
2. 目的外利用の同意を求める申請書面を検討して、法の定める目的外利用の要件を充足しているか審査し、充足していると判断した場合は、申請に同意するとともに、「個人情報保護委員会」のインターネット・ホームページに掲載すること。
3. 「個人情報保護委員会」は、関連行政機関に対し、目的外利用の実施方法の変更又は目的外利用の中止を勧告する権限を持つこと。

6. 提供の制限(提供の制限の必要性に関しては、後述する)

1. 他の行政機関等に対する個人情報の提供に関する同意を求める申請書を受理した場合、かかる申請書面を、申請と同時に官報および「個人情報保護委員会」のインターネット・ホームページに掲載すること。
2. 他の行政機関等に対する個人情報の提供に関する同意を求める申請書面を検討して、法の定める提供の要件を充足しているか審査し、充足していると判断した場合は、申請に同意するとともに、「個人情報保護委員会」のインターネット・ホームページに掲載すること。
3. 「個人情報保護委員会」は、関連行政機関に対し、他の行政機関等に対する個人情報の提供の実施方法の変更又は他の行政機関等に対する個人情報の提供の中止を勧告する権限を持つこと。

(iv) その他必要なルール

1. 「個人情報保護委員会」は、一定期間毎に、自らの活動に関する報告書を作成しなければならないこと。
2. 利用停止命令等適切な処置を発動した場合、直ちにその旨を、「個人情報保護委員会」のインターネット・ホームページに掲載すること。
3. 「個人情報保護委員会」は委員及び事務職員は職務上の守秘義務を雇用終了後一定期間に限り負うこと。
4. 内閣総理大臣は個人情報の保護に関して委員会に諮問することができること。

なお、第三者機関の具体的な規定案としては、→別紙を参照されたい。

(2) データマッチング規制の導入

今日、個人情報保護を推進する上で欠くことができないのが、データマッチングの規制である。福祉国家・行政国家化の進展により、生活のあらゆる場面に関わって、大量の個人情報が行政機関により収集・蓄積されている。それらの情報が電子化されると、住民票コードによって容易に結合・検索することができるので、国家が個人を監視、管理する「監視国家」「管理社会」が容易に形成されることになる。

コンピュータ先進国である米国では、このような「監視国家」「管理社会」への危機感から、1988年にコンピュータマッチング及びプライバシー保護法が制定された。同法は1974年プライバシー法を改正するもので、2つ以上の記録システムに含まれる記録をコンピュータによって照合すること(マッチングプログラム)について、i 提供機関と受領機関との間で書面による取り決めを行い、実施の30日前までに議会へ報告し、国民の閲覧に供すること、ii 監督、調整のため、各行政機関にデータ保護委員会を設けることなどを内容としている。

電子政府化を推し進めている日本においても、米国のように、データマッチングが規制されるべきであり、行政機関個人情報保護法にかかる規制が盛り込まれるべきである。その際、次の点に留意する必要がある。

- i. 米国では議会への報告が求められているが、日本ではデータマッチングの審査手続に関与する機関は、国会ではなく上述した第三者機関たる個人情報保護委員会とすべきである。
- ii. 米国と異なり市民による政治監視が十分機能していない日本では、米国のように公示から実施まで30日間の時間を置くだけでは、不適切なデータマッチングの抑制効果を十分には期待できない。データマッチングの実施は、個人情報保護委員会による事前承認を条件とすべきである
- iii. 米国では、定型的な行政目的のために行われるマッチングプログラム等について規制から除外されることになっており、それにより制度が形骸化しつつあるとの批判もある。したがって、安易にデータマッチング規制の例外規定を設けるべきではない。

以上を踏まえ、データマッチング規制のあり方をまとめると次のようになる。

1. データマッチングの定義は「2つ以上の個人情報ファイルにそれぞれ含まれる電子データを電子計算機を用いて比較、検索及び結合すること」とすること。
2. 行政機関の長は、データマッチングを行う場合または従来のデータマッチングの方法を変更する場合には、一定の事項を記載した書面により申請することによって、個人情報保護委員会から事前の承認を受けることとすること。かかる申請書面は、申請と同時に官報および個人情報保護委員会のインターネット・ホームページに掲載されること。
3. なお、個人情報保護委員会が、データマッチングについて、調査・勧告の権限を持つことは前述した。

データマッチング規制規定の具体例としては、以下の規定を提案したい。

1 行政機関の長は、次に定める場合を除き、2つ以上の個人情報ファイルにそれぞれ含まれる電子データを電子計算機を用いて比較、検索及び結合してはならない。

1. 法令の規定に基づくとき。
2. 行政機関が法令に定める所掌事務の遂行に必要な限度であつて、当該個人情報ファイルにそれぞれ含まれる電子データを、電子計算機を用いて比較、検索及び結合することがやむを得ないと認められるとし

て、委員会が同意したとき

2 行政機関の長は、前項各号に基づき2つ以上の個人情報ファイルにそれぞれ含まれる電子データを、電子計算機を用いて比較、検索及び結合した場合は、その実施を公示しなければならない

(3) 収集制限規定の導入

コンピュータ・ネットワークが進展した社会では、いったんコンピュータ入力された情報がどこまで拡散し、利用されているかを把握するのが困難であり、そもそもできるだけ個人情報を収集しないこと、特にデジタル情報として集積しないことが重要である。しかしながら、与党修正案は、このような視点を欠いている。センシティブ情報の収集禁止規定は、約6割の地方自治体が個人情報保護条例に明記していること、直接収集の原則も多数の条例で明記されていることに鑑みるならば、与党修正案にもセンシティブ情報の収集禁止、直接収集の原則が明記されるべきである。

さらに一定限度で例外が認められるとしても、行政機関の長が一定の事項を記載した書面により申請することによって、個人情報保護委員会から事前の承認を受けること、かかる申請書面は、申請と同時に官報および個人情報保護委員会のインターネット・ホームページに掲載されること、が必要である。

(4) 利用・提供制限(第8条)、提供情報の開示

同条2項2号、3号は、「相当な理由」があれば個人情報の利用・提供を認めており、その判断は第1次的には行政機関が行うため、利用・提供制限の歯止めにはならない。米国プライバシー法にも利用・提供制限の例外はあるが、与党修正案のような概括的・抽象的な例外規定ではなく、たとえば、「他の行政機関による民事上または刑事上の法執行活動の用に供するために提供する場合。ただし、かかる活動が法に基づくものと認められ、かつ提供を要請する行政機関又は政府機関の長が記録を保有する行政機関に対し、書面により、記録の必要部分及び記録が必要とされる法執行活動を明記して要求する場合に限る」といった規定方法がとられている(米国プライバシー法552a条(b)(7))。

したがって、一定の要件の基に、行政機関による保有個人情報の目的外利用ないしは他の行政機関への提供を認めるとしても、一定の事項を記載した書面により申請することによって、個人情報保護委員会から事前の承認を受けること、かかる申請書面は、申請と同時に官報および個人情報保護委員会のインターネット・ホームページに掲載されること、が必要である。

また、例外的にでも保有個人情報の行政機関による目的外利用が認められる場合は、保有個人情報の目的外利用の日付、根拠及び目的を記録し、本人が入手できるようにするべきである。

さらに、自己情報コントロール権および個人による行政活動の監視を十分確保する観点からは、行政機関が個人情報を他の行政機関に提供した場合は、提供の日付、提供の目的、提供を受けた者の名称等を記録保存し、かかる情報を本人が入手できるようにする必要がある(米国プライバシー法552a条(c)は同様の規定を置いている)。そして、その例外は、情報公開法に基づく開示の場合、警察等への開示で提供の事実を本人に開示すると犯罪捜査に支障を来たす場合に限定すべきである。

(5) 個人情報ファイルの公表

与党修正案は、公表されるべき個人情報ファイルについて広汎な例外規定を設けている(第11条、10条)。しかし、国民主権の社会にあつて、国家機関が国家予算を用い、主権者の知らない個人情報ファイルを秘密のうちに作成するようなことは認められるべきではない。どのようなファイルが作成されているか(具体的に誰のどのような情報が掲載されているかではない。)は国民に公表され、そのようなファイルの作成自体の正当性を含め、広く国民に批判・検証の機会が設けられるべきである。

(6) 裁判管轄

実際に裁判で争いやすい条件が満たされていないならば、権利保障としては十分ではない。与党修正案には裁判管轄に関する明示規定がなく、このままでは行政事件訴訟法の原則により東京地方裁判所でしか裁判を提起できないことになるが、それでは地方在住者にとっては裁判で争うことは実際には困難である。請求者の居住地を管轄する地方裁判所にも管轄を認めるべきである。

以上

別紙

- 行政機関日弁連試案(2003. 1. 31)(PDF形式・18kb)

日本弁護士連合会 copyright© Japan Federation of Bar Associations all rights reserved.

行政機関個人情報保護法日弁連試案(2003.1.31)

項目	独占禁止法	行政機関個人情報保護法日弁連試案
名称	公正取引委員会	個人情報保護委員会(仮称)
設置及び組織	<p>第一節 設置、任務及び所掌事務並びに組織等</p> <p>第二十七条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第三条第二項の規定に基づいて、第一条の目的を達成することを任務とする公正取引委員会を置く。</p> <p>2 公正取引委員会は、総務大臣の所轄に属する。</p> <p>第二十七条の二 公正取引委員会は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 私的独占の規制に関すること。 二 不当な取引制限の規制に関すること。 三 不公正な取引方法の規制に関すること。 四 独占的地位に係る規制に関すること。 五 所掌事務に係る国際協力に関すること。 六 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づく命令を含む。)に基づき、公正取引委員会に属させられた事務</p>	<p>内閣府に、個人情報保護委員会(以下「委員会」という)を置く。</p> <p>委員会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。</p>
独立	第二十八条 公正取引委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。	委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。
組織	第二十九条 公正取引委員会は、委員長及び委員四人を以て、これを組織する。	<p>委員会は、委員〇人をもつて組織する。</p> <p>2 委員は、非常勤とする。ただし、そのうち〇人以内は、常勤とすることができる。</p>
委員長		<p>委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。</p> <p>2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。</p> <p>3 委員会は、あらかじめ、委員長に事故があるときにその職務を代理する委員を定めておかなければならない。</p>
委員の任命	<p>2 委員長及び委員は、年齢が三十五年以上で、法律又は経済に関する学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が、両議院の同意を得て、これを任命する。</p> <p>3 委員長の任免は、天皇が、これを認証する。</p> <p>4 委員長及び委員は、これを官吏とする。</p>	<p>委員は、個人情報保護に関して優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。</p> <p>2 委員の任期が満了し、又は欠員が生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。</p> <p>3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。</p>
(任期)	<p>第三十条 委員長及び委員の任期は、五年とする。但し、補欠の委員長及び委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 委員長及び委員は、再任されることができる。</p> <p>3 委員長及び委員は、年齢が七十年に達したときには、その地位を退く。</p> <p>4 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のため両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前条第二項に規定する資格を有する者のうちから、委員長又は委員を任命することができる。この場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。</p>	<p>委員の任期は、〇年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 委員は、再任されることができる。</p> <p>3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。</p>
(委員の罷免)	<p>第三十一条 委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。</p> <p>一 破産の宣告を受けた場合 二 懲戒免官の処分を受けた場合 三 この法律の規定に違反して刑に処せられた場合 四 禁錮以上の刑に処せられた場合</p>	<p>内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の遂行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに不適しい非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。</p>

	<p>五 公正取引委員会により、心身の故障のため職務を執ることができないと決定された場合</p> <p>六 前条第四項の場合において、両議院の事後の承認を得られなかつたとき。 第三十二条 前条第一号又は第三号から第六号までの場合においては、内閣総理大臣は、その委員長又は委員を罷免しなければならない。</p>	
(委員の服務)	<p>第三十九条 委員長、委員及び公正取引委員会の職員並びに委員長、委員又は公正取引委員会の職員であつた者は、その職務に関して知得した事業者の秘密を他に漏し、又は窃用してはならない。</p> <p>第三十七条 委員長、委員及び命令を以て定める公正取引委員会の職員は、在任中、左の各号の一に該当する行為をすることができない。</p> <p>一 国会若しくは地方公共団体の議会の議員となり、又は積極的に政治運動をすること 二 内閣総理大臣の許可のある場合を除く外、報酬のある他の職務に従事すること 三 商業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと</p> <p>第三十八条 委員長、委員及び公正取引委員会の職員は、事件に関する事実の有無又は法令の適用について、意見を外部に発表してはならない。但し、この法律に規定する場合又はこの法律に関する研究の結果を発表する場合は、この限りでない。</p>	<p>委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</p> <p>2 常勤の委員は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。</p>
(委員の給与)	<p>第三十六条 委員長及び委員の報酬は、別に定める。 2 委員長及び委員の報酬は、在任中、その意に反してこれを減額することができない。</p>	<p>委員の給与は、別に法律で定める。 2 委員長及び委員の報酬は、在任中、その意に反してこれを減額することができない。</p>
(事務局)	<p>第三十五条 公正取引委員会の事務を処理させるため、公正取引委員会に事務総局を置く。 省略</p>	<p>委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。 2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。 3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。</p>
申請の公表		<p>委員会は、行政機関より、この法律に基づく委員会の同意を求める申請書を受理した場合、かかる申請内容を、直ちに官報および委員会の開設するインターネット・ホームページで公表しなければならない。</p>
同意の公表		<p>委員会は、当該申請が法の定める要件を充足していると判断した場合は、当該申請に対し同意をするものとし、その旨を委員会の開設するインターネット・ホームページで公表しなければならない。</p>
報告及び検査	<p>第四十条 公正取引委員会は、その職務を行うために必要があるときは、公務所、特別の法令により設立された法人、事業者若しくは事業者の団体又はこれらの職員に対し、出頭を命じ、又は必要な報告、情報若しくは資料の提出を求めることができる。</p>	<p>委員会は、その職務を行うために必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は職員に対し、出頭を命じ、又は必要な報告、情報若しくは資料の提出を求めることができる。</p> <p>3 委員会は、前項の規定により立入検査をする場合においては、身分を示す証明書を携帯させ、関係者に提示させなければならない。</p> <p>4 委員会は、必要があると認めるときは、関係行政機関から、必要なアクセスログの提供を受けることができる。</p> <p>5 住民基本台帳法第30条の10第1項の定める指定情報処理機関は、本条の定める関係行政機関と見なす。</p>
調査の囑託	<p>第四十一条 公正取引委員会は、その職務を行うために必要があるときは、公務所、特別の法令により設立された法人、学校、事業者、事業者の団体又は学識経験ある者に対し、必要な調査を囑託することができる。</p>	<p>委員会は、その職務を行うために必要があるときは、公務所、特別の法令により設立された法人、学校、事業者、事業者の団体又は学識経験ある者に対し、必要な調査を囑託することができる。</p>
公聴会	<p>第四十二条 公正取引委員会は、その職務を行うために必要があるときは、公聴会を開いて一般の意見を求めることができる。</p>	<p>委員会は、その職務を行うために必要があるときは、公聴会を開いて一般の意見を求めることができる。</p>
公表	<p>第四十三条 公正取引委員会は、この法律の適正な運用を図るため、事業者の秘密を除いて、必要な事項を一般に公表することができる。</p>	<p>委員会は、この法律の適正な運用を図るため、個人情報を除く必要な事項を、委員会の開設するインターネット・ホームページによって、一般に公表することができる。</p>

報告義務	<p>第四十四条 公正取引委員会は、内閣総理大臣を経由して、国会に対し、毎年この法律の施行の状況を報告しなければならない。この場合においては、第十八条の二第一項の規定により求めた報告の概要を示すものとする。</p> <p>2 公正取引委員会は、内閣総理大臣を経由して国会に対し、この法律の目的を達成するために必要な事項に関し、意見を提出することができる。</p>	<p>委員会は、内閣総理大臣を経由して国会に対し、毎年この法律の施行の状況を報告しなければならない。</p> <p>委員会は、委員会の開設するインターネット・ホームページによって、毎年この法律の施行の状況を公表しなければならない。</p>
調査の依頼	<p>第四十五条 何人も、この法律の規定に違反する事実があると思料するときは、公正取引委員会に対し、その事実を報告し、適当な措置をとるべきことを求めることができる。</p> <p>2 前項に規定する報告があつたときは、公正取引委員会は、事件について必要な調査をしなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による報告が、公正取引委員会規則で定めるところにより、書面で具体的な事実を摘示してされた場合において、当該報告に係る事件について、適当な措置をとり、又は措置をとらないこととしたときは、公正取引委員会は、速やかに、その旨を当該報告をした者に通知しなければならない。</p> <p>4 公正取引委員会は、この法律の規定に違反する事実又は独占的狀態に該当する事実があると思料するときは、職権をもって適当な措置をとることができる</p>	<p>何人も、この法律の規定に違反する事実があると思料するときは、委員会に対し、その事実を報告し、適当な措置をとるべきことを求めることができる。</p> <p>2 前項に規定する報告があつたときは、委員会は、事件について必要な調査をしなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による報告が、委員会規則で定めるところにより、書面で具体的な事実を摘示してされた場合において、当該報告に係る事件について、適当な措置をとり、又は措置をとらないこととしたときは、委員会は、速やかに、その旨を当該報告をした者に通知しなければならない。</p>
処分権	<p>第四十六条 公正取引委員会は、事件について必要な調査をするため、次の各号に掲げる処分をすることができる。</p> <p>一 事件関係人又は参考人に出頭を命じて審訊し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること</p> <p>二 鑑定人に出頭を命じて鑑定させること</p> <p>三 帳簿書類その他の物件の所持者に対し、当該物件の提出を命じ、又は提出物件を留めて置くこと</p> <p>四 事件関係人の営業所その他必要な場所に立ち入り、業務及び財産の状況、帳簿書類その他の物件を検査すること</p> <p>2 公正取引委員会が相当と認めるときは、命令をもって定めるところにより、公正取引委員会の職員を審査官に指定し、前項の処分をさせることができる。</p> <p>3 前項の規定により職員に立入検査をさせる場合においては、これに身分を示す証明書を携帯させ、関係者に提示させなければならない。</p> <p>4 第一項の規定による処分の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>	<p>委員会は、この法律の規定に違反する事実があると思料するときは、またはそのおそれがあると思料するときは、当該違反行為をしているもの、またはそのおそれのあるものに対し、個人情報の収集、利用、提供等に関する利用停止命令等適当な措置をとることができる。</p> <p>2 委員会は、利用停止命令等適切な処置をとった場合、直ちにその旨を、委員会の開設するインターネット・ホームページに掲載しなければならない。</p>
(勧告)	<p>第四十八条 公正取引委員会は、第三条、第六条、第八条、第九条第一項、第二項、第五項若しくは第六項、第十条、第十一条第一項、第十三条、第十四条、第十五条第一項、第十五条の二第一項、第十六条第一項、第十七条又は第十九条の規定に違反する行為があると認める場合には、当該違反行為をしているもの(当該違反行為が第八条に係るものであるときは、当該事業者団体の役員及び管理人並びにその構成事業者を含む。)に対し、適当な措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>2 公正取引委員会は、第三条、第六条、第八条第一項又は第十九条の規定に違反する行為が既になくなつていないと認める場合において、特に必要があると認めるときは、当該違反行為を行つたもの(当該違反行為が第八条第一項に係るものであるときは、当該事業者団体の役員及び管理人並びにその構成事業者を含む。)に対し、適当な措置をとるべきことを勧告することができる。</p>	<p>委員会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項に関し、関係行政機関の長又は職員に対し、適当な措置をとるべきことを勧告することができる。</p>

	<p>3 前二項の規定による勧告を受けたものは、遅滞なく公正取引委員会に対し、当該勧告を応諾するかしないかを通知しなければならない。</p> <p>4 第一項又は第二項の規定による勧告を受けたものが当該勧告を応諾したときは、公正取引委員会は、審判手続を経ないで当該勧告と同趣旨の審決をすることができる。</p>	<p>2 前項の規定による勧告を受けたものは、遅滞なく委員会に対し、当該勧告を応諾するかしないかを通知しなければならない。</p> <p>3 関係行政機関を所轄する大臣は、第1項の勧告を受けたときは、その内容を公表しなければならない。</p>
(委員会への諮問)		内閣総理大臣は、個人情報の保護に関して、委員会に諮問することができる。
(政令への委任)	不明	この節に規定するもののほか、委員会に関し必要な事項は、政令で定める。